

平成20年(ワ)第258号 開門等請求事件

判 決 骨 子

- 1 漁業行使権を有する原告は、漁業補償契約において一部放棄及び制限された部分を超えて漁業行使権が違法に侵害された場合には、漁業行使権に基づき物権的請求権を行使し得る。
- 2 本件事業によりコノシロ等の魚類の漁場環境が悪化したことが認められるが、本件事業が諫早湾内におけるアサリ養殖業の漁場環境を悪化させたと認めることはできないし、タイラギの漁獲量の減少と本件事業との間の因果関係を認めることもできない。

そして、本件事業が開門請求原告らの漁業行使権に与える影響の程度が漁業補償契約に基づく漁業行使権の一部放棄及び制限の範囲を超える侵害をもたらす程度のものであったかどうかは明らかではないし、その侵害の程度が大きいとはいえない。また、本件事業は、高潮遮断効果や営農効果等を有しており、公共性がある。これらの事情を考慮すると、本件潮受堤防の排水門を開門しないことが、開門請求原告らに対する違法な侵害行為であるとは認められず、本件開門請求は認められない。
- 3 上記2と同様の理由により、開門請求原告らの国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は理由がない。
- 4 大浦漁協が漁業権を有する漁場においてコノシロ等の魚類を対象とする漁業を営んでいた原告らには本件事業により漁業被害が生じたものと推認され、同原告らが何ら漁業補償を受けていないことを考慮すると、その漁業被害が受忍すべき範囲内のものであるということはできないし、被告の担当者に過失が認められるから、こうした原告らの損害賠償請求は認められる。
- 5 損害賠償請求のうち、口頭弁論終結後に生ずべき損害の賠償を求める部分は不適法である。
- 6 被告が、各漁業補償契約の締結に際し、漁業の継続を保証したとは認められないから、債務不履行に基づく損害賠償請求は認められない。